

## 酪農経営緊急支援事業費補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 ウクライナ情勢や円安などにより輸入粗飼料費が高騰し、酪農家の経営が圧迫されている。さらに新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い牛乳・乳製品の需要が減少し、経営は危機的な状況にある。

このため県は持続的な生乳生産体制の確保に向け、生産コストの削減や国産粗飼料の利用拡大に取り組む酪農家（以下、「取組主体」という。）に対して、購入粗飼料等価格高騰の影響によるコスト上昇分の一部を、酪農業協同組合等（以下、「補助対象者」という。）を通じて緊急的に支援することとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第197号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (事業の内容等)

第2条 この事業は購入粗飼料等価格高騰によるコスト上昇分の一部を支援するものとし、事業の内容、補助金額、補助対象、補助対象者及び要件は別表1に定めるところとする。

### (交付申請書兼実績報告書兼交付請求書に添付すべき書類)

第3条 規則第4条、第13条及び第16条の規定により交付申請書兼実績報告書兼交付請求書（様式第1号）に添付すべき書類は、次のとおりとし、令和6年3月1日までに知事へ提出するものとする。

- (1) 令和5年3月31日時点の経産牛飼養頭数実績（様式第2号）
- (2) 令和5年度酪農経営緊急支援事業における参加申込書（様式第3号）
- (3) 暴力団排除にかかる誓約書（参考様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類

### (補助の条件)

第4条 規則第6条第1項の規定による条件は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度から10年間保管しなければならないこととする。

### (申請書の取下げをできる期日)

第5条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期日は、補助金の交付の決定を受けた日から15日を経過した日とする。

### (補助金の交付決定及び確定)

第6条 この補助金は、規則第7条及び第14条の規定による補助金等の交付の決定の通知及び補助金等の額の確定を同時に行うことができるものとする。

### (手続の併合)

第7条 規則第21条の規定により、規則第4条、規則第13条及び規則第16条の手続並びに規則第7条及び14条の手続は、それぞれ併合して行うものとする。

附則

この要領は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

補助事業の内容	補助金額	補助対象頭数	補助対象者	取組主体の要件
購入粗飼料等価格高騰によるコスト上昇の一部を支援	経産牛 1 頭当たり 2 万円 (定額)	令和 5 年 3 月 3 1 日 時点の経産牛飼養頭 数	酪農業協同組 合、畜産ク ラスタ協 議会	生産コストの削減や国産粗飼料の利用拡大に取り組んでいること